

# 宝地房証真撰「三大部私記」の研究(二)

台門研究会

## 顕本(上)

『玄義私記』卷七(仏全二一、二八〇頁上〜二八三頁下)

今回は「顕本」について論じている箇所を取り上げ、註を施すことにした。大学院の東洋哲学演習では平成十三年度より三年間、証真の「三大部私記」を扱い、前号で紹介した「草木成仏」に引き続き、「二界増減」・「有相・無相」・「中有」・「無始」・「顕本」等についての項を講読した。

それらの中、「顕本」の項目を選んだのは、そこでの論述の後半に見られる本覚思想批判と言われる教説がしばしば採り上げられ重要視されているのにも拘わらず、当該箇所全般が十分には読み込まれていないのではないかという印象を持っていたからである。そのことに関わる問題について私は「天台本覚論」について

の拙稿で論じ、一九九九年に入稿したのであるが未だに発行されていない。そこでの着眼は、証真を単に本覚思想の批判者として捉えてよいのであろうかということである。

証真は本覚思想の批判者としてよく知られる学者ではあるが、実は証真が批判した本覚思想と、いわゆる本覚思想との関わりは明確には関係づけられてはいないのである。今、いわゆる本覚思想と言ったのは、本覚思想を中古天台の思想と大雑把に押さえてのことである。そして、証真の本覚思想批判と言われる箇所を丁寧に読めば、そこでの言及は密教を骨子としたものであり、しかもその密教が日本天台の正統的なものという意味しないことに気づくであろう。

但し、それらのことは次号に掲載予定の部分によって知られるのであり、ここでは右に触れた程度の指摘に止めておく。ともかく、証真は「顕本」を論ずる中の一部分で本覚に関する自説を開陳したのである。従って、全体としては「本」という語を鍵として検討しなければならないことになる。そして、その議論がなかなか難解なのであるが、それは必ずしも確定的ではない中国天台の教義が前提になっているからでもある。その問題に対し、証真は独自の視点から説明を試みている。しかも仏身論や教主論といった根本課題と密教に関わる内容であることから言えば、「顕本」の前半部分の記述を等閑にすることはできないであろう。

ここでの議論は、新成の妙覚仏が顕本（久本を顕す）するかどうかという問を掲げることに端を発し、直ちにそれを否定することから始まる。つまり、証真の説は結論のみから言えば明快なのではあるが、その義を詳説していく過程において、実は多岐に互る議論を展開し、錯綜していると言っても過言でないほどの論述を行っている。そこで、全体を見通す科文が必要かと考え、三島貴雄君に作成を依頼した。それにより、

全体を俯瞰することができると思われる。

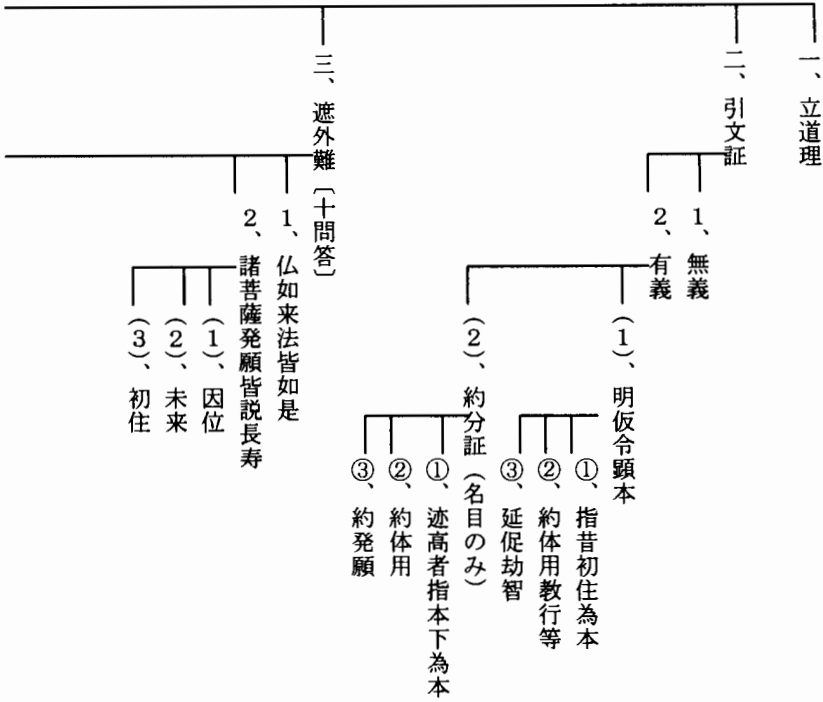
本項の担当者は、三島貴雄（修士三年）、伊藤康裕（修士課程修了）、松本知己（修士四年）の三名である。次号掲載予定の後半は、田戸大智（博士二年）、柳沢正志（博士三年）、渡辺麻里子（早稲田大学感性文化研究所客員研究員）の三名（以上担当順、（ ）内は平成十五年度）が担当する。また、参考文献は次号に掲載する。

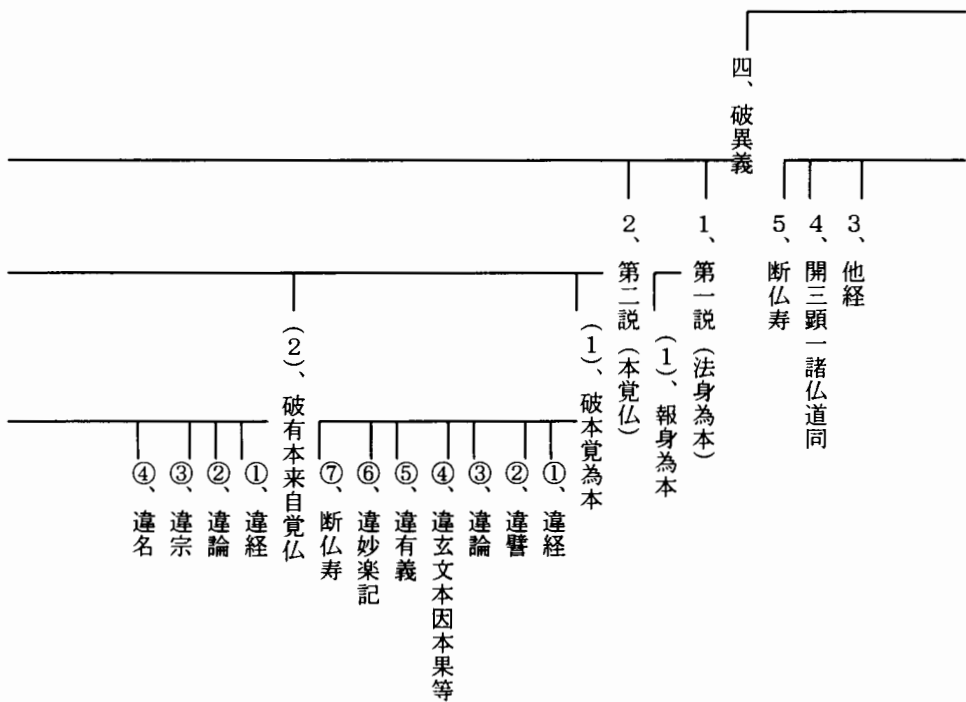
(1) 『院政期文化論集』第四卷（森話社）に所収予定。二〇〇四年春出版予定とのことである。

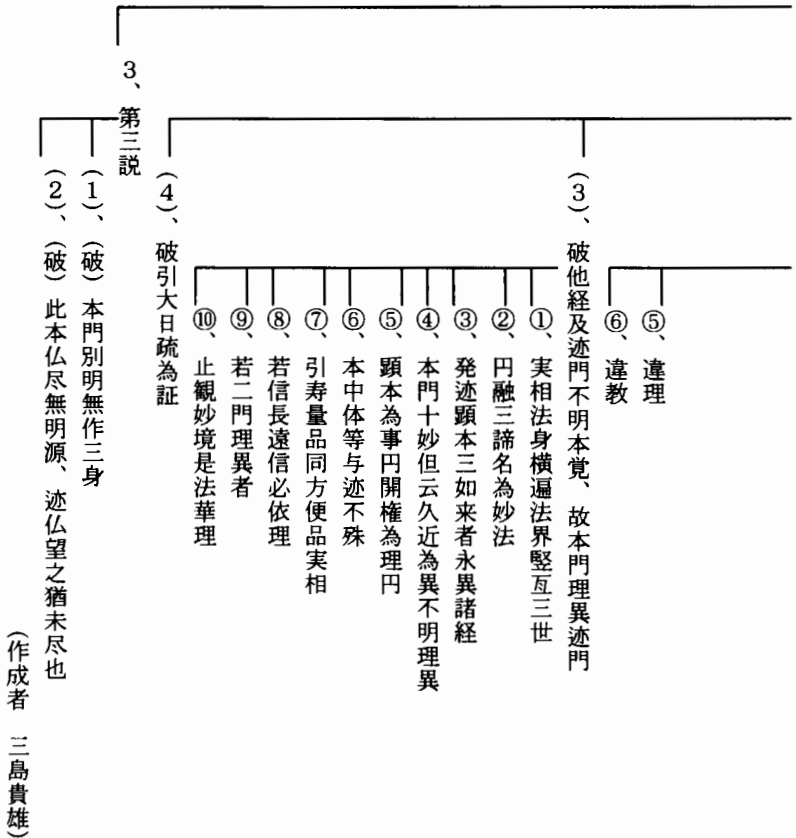
(2) 証真の仏身論・教主論については、拙著『天台教学と本覚思想』『証真教学における教主義と法身説法思想』、及び同『台密教学の研究』第六章「日本天台における法身説法思想」第三節、参照。

（大久保良峻）

新成顯本科文







## 総説

玄、不必皆顕本等者、

問。新成妙覚仏説法華時、為顕久本。若云顕者、既無遠本、何有所顕。故玄文云、無久本可顕。若不顕者、法華以顕本為壽。若無本者即断其寿。經云、諸仏如来法皆如是。又諸菩薩發願説長。疏云、開近顕遠、亦諸仏道同。

答。不顕本也。將明此義。一立道理。二引文証。三遮外難。四破異義。

玄に、「不必皆顕本」<sup>(1)</sup>等とは、

問う。新成の妙覚仏、法華を説く時、久本を顕すと為んや。若し顕すと云わば、既に遠本無し、何ぞ顕す所有らん。故に玄文に云く、久本の顕すべき無し、と。若し顕さざれば、法華は顕本を以て寿と為す。若し本無くれば即ち其の寿を断ず。經に云く、諸仏如来の法、皆是の如し、と。又、諸菩薩は發願して長を説く。<sup>(2)</sup>

疏に云く、開近顕遠、亦、諸仏道同、と。<sup>(3)</sup>

答う。本を顕さざるなり。將に此に義を明かさんとす。一には道理を立つ。二には文を引きて証す。三には外難を遮す。四には異義を破す。

(1) 不必顯本 『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)七七〇頁上)には、「問。三世諸仏皆顯本者、最初実成若為顯本。答。不必皆顯本。今作有義者、最初妙覺指初住為本。若初住被加作妙覺、亦指初住為本。初住之前、豈無所指。横有体用即指体。豈非本耶。又發願故說壽長遠。如文云。又解、最初之仏雖無長遠、已今・権実等本迹之可顯、而有体用・教行・理教・事理等本迹之可顯云。若作無義、若最初始成仏、既始得本末論垂迹、無久迹可發。無久本可顯云。若久成仏如釈迦之例、以東方為譬。若久此者、即以四方為譬。又久者十方為譬。若近此者、則減東方為譬。若都無者、則無所譬云。問。若実初成無久本可顯。云何經言是我方便諸仏亦然。答。雖無長久之本、若須用方便者、仏有延促劫智。能演七日為無量劫義云。問。仏若有久成・始成、有發迹・不發迹、亦應有開三顯一・不開三不顯一耶。答。若菩薩、声聞、共為僧者、則有開三顯一。若純菩薩為僧者、何須開顯耶。問。若不開三顯一、五仏章云何。答。同是声聞、菩薩、共為僧。出五濁世可如此。出淨土一仏則不然。」という問答を釈して、新成の仏の顯本、不顯本について論ずる。これは『法華玄義』卷七上(大正三三・七六五頁上)「明本十妙」中の第六「三世料簡」の問答である。証真は新成不顯本説の立場から論を展開する。

(2) 玄文 『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)には、「若作無義、若最初始成仏、既始得本末論垂迹、無久迹可發。無久本可顯云。」として、初めて悟りを開いた仏であるから、顯す本がないといっている。

(3) 經 『法華經』如来寿量品(大正九・四二頁上)四三頁上)に、「然善男子。我実成仏已來、無量無辺百千万億那由他劫。……又善男子。諸仏如来法皆如是。為度衆生皆實不虛。」とあることによる。



(4) 諸菩薩は発願して長を説く。『法華經』にこの文は見当たらない。『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)に、「又發願故説『壽長遠』。如<sup>レ</sup>文<sup>云</sup>。」とあり、これを踏まえていると考えられる。『法華玄義』の文も『法華經』にはないが、慧澄癡空撰『法華玄義釈籤講義』(天台大師全集『法華玄義』四、四七九頁)では『妙法蓮華經』分別功德品(大正九・四五頁中)の、「願我於<sup>二</sup>未來<sup>一</sup>、長壽度<sup>二</sup>衆生<sup>一</sup>、如<sup>二</sup>今日世尊<sup>一</sup>。」という文をあてている。

(5) 疏 『法華文句』卷九下(大正三四・一二七頁中)の、「若爾開三願一諸仏道同、開近顯遠、亦諸仏道同。」を指す。

## 一、立道理

初道理者、夫顯本者是真實也。若新成仏実近説遠、法華顯実還成虚妄。又新成仏、若顯本者、誰知、釈迦非新成仏、唯有久成。顯遠本故、於釈尊本永無狐疑。又法華破權但顯実義。若新成仏説遠成者、豈非他經明実、法華明權耶。

初に道理とは、夫れ本を顯すは是れ真實なり。若し新成の仏、実に近にして遠を説かば、法華の顯実還つて虚妄と成る。又、新成の仏、若し本を顯さば、誰か知らん、釈迦は新成の仏に非ず、唯、久成有ることを。

遠本を顕すが故に、釈尊の本に於いて永く狐疑無し。又、法華、權を破して但、実義を顕す。若し新成の仏、遠成を説かば、豈、他經に実を明かし、法華に權を明かすにあらずや。

## 二、引文証

引文証者、玄文云、問。三世諸仏皆顯本者、最初実成若為顯本。答云、不必皆顯本。意云、或仏仮設顯本。或仏不説仮本。故云不必。次云若作有義等者、次明仮令顯本三義。一指昔初住為本。二約体用・教行等。三延促劫智。又約分証、亦有三義。一迹高者指本下為本。二約体用。三約發願。此之六義皆是仮説。故玄文後明不顯本義問答料簡。例開三顯一結歸無義。其第一義指初住為本者、既非実本。何為法華本門実説。故寿量記云、若初住中本下迹高。被物説遠。乃至是則初住説長為權、開遠説近為実。已上豈有法華本門実説即為權説更開遠耶。故知、新仏雖有説遠而非法華本門義也。第二体用者、正指已今本迹為本。故体用等是仮説也。故前六重本迹中籤云、簡通從別。第三延促正是權説。故玄文云、若須用方便等。若以此三義為実本者、釋迦顯本応指初住、或約体用、或延促耶。分証三義例之可知。又寿量記引注家云、何仏不然。此亦不爾。久近不同長短別故。分別品記云、問。近成者無長可説。云。法華論記等並斥新成顯本。云

文を引きて証すとは、玄文に云く、問う。三世の諸仏、皆本を顕さば、最初の実成若なんれど為本を顕さん。答え

て云く、必ずしも皆本を顕さず、と。意の云く、或は仏、仮設して本を顕す。或は仏、仮の本を説かず。故に不必と云う。次に若作有義等<sup>②</sup>、と云うは、次に仮令<sup>かり</sup>に本を顕すを明かすに三義なり。一には昔の初住を指して本と為す。二には体用・教行等<sup>③</sup>に約す。三には延促劫智<sup>④</sup>なり。又、分証に約すに亦、三義有り。一には迹高の者の本下を指して本と為す。二には体用に約す。三には発願に約す。此の六義は皆是れ仮説なり。故に玄文の後に本を顕さざる義を明かして問答料簡<sup>⑤</sup>す。開三顕一に例して結んで無の義に帰す。其の第一の義は初住を指して本と為すは、既に実本に非ず。何ぞ法華本門の実説と為んや。故に寿量の記に云く、若し初住の中の本下迹高、物に被らしめ遠を説く。是れ即ち初住の長を説くを權と為し、遠を開して近を説くを實と為す、と。<sup>⑤上</sup> 豈、法華本門の実説即ち為れ權説にして更に遠を開すること有らんや。故に知んぬ、新仏、遠を説くこと有りと雖も而も法華本門の義には非ざること。第二の体用とは、正しく已今の本迹を指して本と為す。故に体用等は是れ仮説なり。故に前の六重本迹の中の籤<sup>⑦</sup>に云く、通を簡んで別に従う、と。第三の延促は正しく是れ權説なり。故に玄文<sup>⑧</sup>に云く、若須用方便等、と。若し此の三義を以て実本と為さば、釈迦の頭本は応に初住を指し、或は体用に約し、或は延促なるべきや。分証の三義は之に例して知るべし。又、寿量の記<sup>⑨</sup>に注家を引きて云く、何れの仏か然らざらん、と。此れ亦、爾らず。久近不同にして長短別なるが故に、と。分別品の記<sup>⑩</sup>に云く、問う。近成の者、長として説くべき無し<sup>⑪</sup>、と。法華論の記<sup>⑫</sup>等、並びに新成の頭本を斥く<sup>⑬</sup>。

(一) 玄文 『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)の、「問。三世諸仏皆顯<sup>レ</sup>本者、最初実成若為顯<sup>レ</sup>本。

答。不<sub>レ</sub>必皆顯<sub>レ</sub>本。」という記述に基づく。証真は「答云」と記している。「意云」以下が証真の解釈である。

(2) 若作有義 原文では、「今作有義」となっている。『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)の、「今作有義」者、最初妙覺指<sub>レ</sub>初住<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本。若初住被<sub>レ</sub>加作<sub>レ</sub>妙覺<sub>レ</sub>、亦指<sub>レ</sub>初住<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本。初住之前、豎無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>指。横有<sub>レ</sub>体用<sub>レ</sub>即指<sub>レ</sub>体。豈非<sub>レ</sub>本耶。又発願故説<sub>レ</sub>壽長遠<sub>レ</sub>。如<sub>レ</sub>文<sub>云</sub>。又解、最初之仏雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>長遠<sub>レ</sub>・已今<sub>レ</sub>・權実等本迹之可<sub>レ</sub>顯、而有<sub>レ</sub>体用<sub>レ</sub>・教行<sub>レ</sub>・理教<sub>レ</sub>・事理等本迹之可<sub>レ</sub>顯<sub>云</sub>。」という記述に基づく。『法華玄義』の「有義」は「延促劫智」を含まず、「無義」の後に「延促劫智」の記述がある。証真は「延促劫智」を「有義」に含めている。

(3) 体用・教行等 『法華玄義』卷七下(大正三三・七七〇頁上)には、「最初之仏雖<sub>レ</sub>無<sub>レ</sub>長遠<sub>レ</sub>・已今<sub>レ</sub>・權実等本迹之可<sub>レ</sub>顯、而有<sub>レ</sub>体用<sub>レ</sub>・教行<sub>レ</sub>・理教<sub>レ</sub>・事理等本迹之可<sub>レ</sub>顯<sub>云</sub>。」とある。『法華玄義』卷七上(大正三三・七六四頁中下)には六重本迹を「理事、理教、教行、体用、実権、今已」として、「長遠」を含まない。

(4) 延促劫智 時間を自在に延長し、短促する仏智のこと。『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)の、「若須<sub>レ</sub>用<sub>レ</sub>方便<sub>レ</sub>者、仏有<sub>レ</sub>延促劫智<sub>レ</sub>。能演<sub>レ</sub>七日<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>無量劫義<sub>云</sub>。」という文を指す。『維摩經』卷中(大正一四・五四六頁下)には延促劫智について、「又舍利弗、或有<sub>レ</sub>衆生<sub>レ</sub>樂<sub>レ</sub>久住<sub>レ</sub>世而可<sub>レ</sub>度者、菩薩即延<sub>レ</sub>七日<sub>レ</sub>以為<sub>レ</sub>一劫<sub>レ</sub>。令<sub>レ</sub>彼衆生謂<sub>レ</sub>之一劫<sub>レ</sub>。或有<sub>レ</sub>衆生<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>樂<sub>レ</sub>久住<sub>レ</sub>而可<sub>レ</sub>度者、菩薩即促<sub>レ</sub>七日<sub>レ</sub>以為<sub>レ</sub>七日<sub>レ</sub>。」とする。

(5) 問答料簡 『法華玄義』卷七下(大正三三・七七〇頁上)の、「問。仏若有<sub>レ</sub>久成<sub>レ</sub>・始成<sub>レ</sub>、有<sub>レ</sub>發迹<sub>レ</sub>・不發迹<sub>レ</sub>、亦必<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>開三顯<sub>レ</sub>・不開三不顯<sub>レ</sub>一耶。答。若菩薩、声聞、共為<sub>レ</sub>僧者、則有<sub>レ</sub>開三顯<sub>レ</sub>一。若純菩薩為<sub>レ</sub>僧者、何須<sub>レ</sub>開顯<sub>レ</sub>耶。問。若不開三顯<sub>レ</sub>、五仏章云何。答。同是声聞、菩薩、共為<sub>レ</sub>僧。出<sub>レ</sub>五濁世<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此。

出<sub>二</sub>淨土<sub>一</sub>「仏則不<sub>レ</sub>然。」という一連の問答を指す。

(6) 寿量の記 『法華文句記』卷九中(大正三四・三二九頁上中)の、「若初住中本下迹高被<sub>レ</sub>物説<sub>レ</sub>遠、即其事也。故諸菩薩發願利<sub>レ</sub>物。隨<sub>二</sub>四悉益<sub>一</sub>亦可<sub>レ</sub>説<sub>レ</sub>長。問。若爾那知<sub>三</sub>釈迦不<sub>二</sub>是初住<sub>一</sub>。答。今顯<sub>レ</sub>実已不<sub>二</sub>復隱<sub>一</sub>。本。故知<sub>レ</sub>非也。是則初住説<sub>レ</sub>長為<sub>レ</sub>權、開<sub>レ</sub>權説<sub>レ</sub>近為<sub>レ</sub>実。」とみられる箇所の略抄。『玄義私記』では、「開遠説近為<sub>レ</sub>実」とするが、原文では、「開權説近為<sub>レ</sub>実」である。

(7) 籤 『法華玄義釈籤』卷一五(大正三三・九二〇頁上)に、「釈<sub>二</sub>此本門十妙<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>中自<sub>二</sub>。先本迹、次十妙。所<sub>三</sub>以先明<sub>二</sub>本迹<sub>一</sub>者、以<sub>二</sub>本迹名通<sub>一</sub>故須<sub>二</sub>通弁<sub>一</sub>。簡<sub>レ</sub>通從<sub>レ</sub>別使<sub>二</sub>今本迹昭然可<sub>レ</sub>觀。是故於<sub>レ</sub>中先通論<sub>二</sub>本迹<sub>一</sub>。次別論<sub>二</sub>本迹<sub>一</sub>。」とある。

(8) 玄文 『法華玄義』卷七下(大正三三・七七〇頁上)の、「若須<sub>レ</sub>用<sub>二</sub>方便<sub>一</sub>者、仏有<sub>二</sub>延促劫智<sub>一</sub>。」という文を指す。

(9) 寿量の記 『法華文句記』卷九下(大正三四・三三三頁中)に、「注家云、無始之寿晦而未<sub>レ</sub>彰者、此不<sub>レ</sub>應<sub>レ</sub>爾。何者、此中正明<sub>二</sub>久遠之長<sub>一</sub>、以破<sub>二</sub>伽耶近成之短<sub>一</sub>。彰灼顯著何晦之有。又言、何仏不<sub>レ</sub>然、此亦不<sub>レ</sub>爾、久近不<sub>レ</sub>同、長短別故。」とある。注家とは劉虬撰『注法華經』の文かと思われるが、現在は散逸している。また、証真的『法華疏私記』卷九末(仏全二二・七二二頁下)には、「又言何仏不然者、寿量品注無<sub>二</sub>此文<sub>一</sub>。」更後としてゐる。

(10) 分別品の記 『法華文句記』卷一〇上(大正三四・三四三頁上)に、「經云<sub>二</sub>願我於未來等<sub>一</sub>者、既云<sub>二</sub>起誓<sub>一</sub>。但是聞<sub>レ</sub>寿願<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>之。問。近成者無<sub>二</sub>長可<sub>レ</sub>説。何得<sub>三</sub>皆言<sub>二</sub>亦如是<sub>一</sub>耶。答。言<sub>二</sub>如是<sub>一</sub>者、謂説<sub>二</sub>常寿<sub>一</sub>。

若得<sub>二</sub>常寿<sub>一</sub>、尽<sub>二</sub>未来世<sub>一</sub>、必当<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>此。何但如<sub>レ</sub>是。今從<sub>二</sub>実成<sub>一</sub>來故且<sub>レ</sub>舉<sub>二</sub>爾許<sub>一</sub>。具在<sub>二</sub>玄文<sub>一</sub>、過減不<sub>レ</sub>同。」とある。

(11) 法華論の記等 『法華論記』卷九末(仏全三五・二四八頁上〜二五二頁上)には『玄義私記』と同じ文が多く引用されている。直接に新成顯本について言及しているわけではないが、そのことから証真は不顯本の立場と理解している。

【二八〇頁上・三行下・一四行 担当 三島貴雄】

### 三、遮外難

三遮外難者、

問。經云諸仏如来法皆如是。故新旧仏皆須顯本。

答。玄文答之。意云、若約新成仏用方便說者、演促為長。実非顯本。但抛古仏云皆如是。此乃新仏不顯本也。故次問云、仏若有久成・始成、有發迹・不發迹等<sub>五</sub>。寿量疏积法皆如是云、先明諸仏出五濁、必先三後一、先近後遠。次明皆非虛也。<sub>已上</sub> 既以五濁仏例积顯本。故知、不約一切諸仏。則同玄文以穢土仏開三顯一、例久成仏有發迹也。文約延促、既違疏文。故知、延促但是假設非実義也。

三に外難を遮すとは、

問う。經に諸仏如来法皆如是と云う。故に新旧の仏皆須く本を顕すべし。

答う。玄文に之に答う。意の云く、若し新成の仏、方便を用て説くに約さば、促を演べて長と為す。實には本を顕すに非ず。但、古仏に抛りて皆如是と云う。此れ乃ち新仏は本を顕さざるなり。故に次の問に云く、仏に若し久成・始成有らば、発迹・不発迹有り等、と云。寿量の疏に法皆如是を釈して云く、先に諸仏、五濁に出で、必ず三を先にし一を後にし、近を先にし遠を後にすることを明かす。次に皆、虚に非ざること、を明すなり、と。既に五濁の仏を以て例して本を顕すことを釈す。故に知んぬ、一切諸仏に約さざること。則ち玄文の穢土の仏の開三頭一を以て、久成の仏に発迹有るに例するに同じなり。文は延促に約すること、既に疏文に違す。故に知んぬ、延促は但、是れ仮設にして実義に非ざるなり。

(1) 外難を遮す　　ここでは、証真は、新成不顕本の立場から、外難を遮している。

(2) 諸仏如来法皆如是　『法華經』如来寿量品。大正九・四三頁上。既出。

(3) 玄文　『法華玄義』卷七下。大正三三・七七〇頁上。「問。若実初成無久本可顯。云何經言是我方便諸仏亦然。答。雖無長久之本、若須用方便者、仏有延促劫智。能演七日為無量劫義。」とある箇所の取意。既出。

(4) 次の問　『法華玄義』卷七下。大正三三・七七〇頁上。「問。仏若有久成・始成、有發迹・不發迹、亦應有開三頭一・不開三不頭一耶。」とある。既出。

(5) 寿量の疏 『法華文句』卷九下。大正三四・一三四頁上。「先明諸仏出五濁、必先<sub>レ</sub>三後<sub>レ</sub>一、先<sub>レ</sub>近後<sub>レ</sub>遠。次明<sub>レ</sub>皆是為<sub>レ</sub>化<sub>レ</sub>衆生」。後明<sub>レ</sub>皆非<sub>レ</sub>虛妄也。」とある。

(6) 玄文 『法華玄義』卷六上(大正三三・七五一頁中)による。

問。若如疏文、穢土仏必先近後遠。故新成仏、若出穢土、亦必顯本。

答。若浄土仏、寿長遠非數數滅、直現長寿。若穢土仏、寿非長。故數數生滅。故有顯本。此約多分。若必爾者、豈浄土古仏、必不顯本。亦浄土仏必不開<sub>三</sub>、穢土開<sub>三</sub>耶。若必爾者、即違乘戒四句不同。

問う。若し疏の文の如くんば、穢土の仏は必ず近を先にし遠を後とす。故に新成の仏、若し穢土に出づれば、亦必ず本を顯す。

答う。若し浄土の仏、寿長遠にして數數滅するに非ざれば、直ちに長寿を現す。若し穢土の仏、寿長に非ず。故に數數生滅す。故に本を顯すこと有り。此れ多分に約す。若し必ず爾らば、豈、浄土の古仏、必ず本を顯さざらん。亦、浄土の仏必ず<sub>三</sub>を開せざれば、穢土、<sub>三</sub>を開せんや。若し必ず爾らば、即ち乘戒四句<sub>二</sub>の不同なるに違す。

(1) 必ず<sub>三</sub>を 仏全本・仏教大系本では「必不<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>二」となっているが、版本では「必不<sub>レ</sub>開<sub>レ</sub>三」となっている



る。文脈から「三」が正しいと考えられる。

(2) 乘戒四句 戒乘四句ともいう。『摩訶止観』卷四上(大正四六・三九頁上)に「約二此乘戒一四句分別。一、乘戒俱急。二、乘急戒緩。三、戒急乘緩。四、乘戒俱緩。」とある。

問。經云諸菩薩發願皆說長壽。故不論新古。諸仏皆願顯本也。

答。釈此發願諸文不同。

問う。經に諸菩薩發願皆說長壽と云う。故に新古を論ぜず。諸仏、皆願つて本を顯すなり。

答う。此の發願を釈するに諸文不同なり。

(1) 經 この文は『法華經』には見当たらない。『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下)の、「又發願故二壽長遠。如レ文云。」に基づくと考えられる。既出。以下は、三種の發願の文について釈す。

一者玄文云、又發願故說壽長遠。籤云、但得法身必得長壽、有緣機熟說遂昔願。此約因位実壽無量。故現仏身時、即指因壽為長壽也。此雖非本、有緣機熟說遂願也。但為遂願故方便說。

一には玄文<sup>(1)</sup>に又發願故說壽長遠と云う。籤<sup>(2)</sup>に云く、但、法身を得れば必ず長壽を得、有縁の機熟すれば説いて昔の願を遂ぐ、と。此れは因位の実壽無量なるに約す。故に仏身を現する時、即ち因壽を指して長壽と為すなり。此れは本に非ずと雖も、有縁の機熟すれば説いて願を遂ぐるなり。但、願を遂ぐる為の故に方便して説く。

(1) 玄文 『法華玄義』卷七下。大正三三・七六九頁下。既出。

(2) 籤 『法華玄義釈籤』卷一五。大正三三・九二四頁中。

二者分別品記云、願我於未來等者、既云起誓。但是聞壽、願当同之。問。近成者無長可說。何得皆言亦如是耶。答。言如是者說常壽。若得常壽尽未來世必当過此。何但如是。今從実成來故、且舉爾許。具在玄文。過減不同。<sup>上</sup>此明当來久成時方說長也。故云尽未來世等。依此記文、明知、新成必不顯本。若亦顯本者、問答俱不成。

二には分別品の記<sup>(1)</sup>に云く、願我於未來等<sup>(2)</sup>とは、既に起誓と云う。但是れ壽を聞き、當に之に同すべしと願う。問う。近成とは長として説くべき無し。何ぞ皆、亦是の如しと云うことを得んや。答う。如是と云うは

常寿を説く。若し常寿を得れば、未来世を尽して必ず当に此れを過ぐべし。何ぞ但是の如くなるのみあらん。今、実成より来このかたなるが故に、且く爾許を挙げ。具には玄文4に在り。過減不同なり5、と。已上6 此れは当来久成の時に方に長を説くことを明かすなり。故に尽未来世等と云う。此の記の文に依らば、明に知んぬ、新成必ず本を顕さざることを。若し亦、本を顕さば、問答俱に成ぜず。

(1) 分別品の記 『法華文句記』卷一〇上。大正三四・三四三頁上。「願我於未來等者、既云起誓。但是聞<sub>レ</sub>寿、願<sub>レ</sub>當<sub>レ</sub>同<sub>レ</sub>之。問。近成者無<sub>レ</sub>長可<sub>レ</sub>説。何得<sub>レ</sub>皆言<sub>レ</sub>亦如是耶。答。言<sub>レ</sub>如是者、謂<sub>レ</sub>説<sub>レ</sub>常寿<sub>レ</sub>。若得<sub>レ</sub>常寿<sub>レ</sub>、尽<sub>レ</sub>未來世<sub>レ</sub>、必當<sub>レ</sub>過<sub>レ</sub>此。何但如是。今從<sub>レ</sub>實成<sub>レ</sub>來故、且舉<sub>レ</sub>爾許<sub>レ</sub>。具在<sub>レ</sub>玄文<sub>レ</sub>過減不同。」とある。

(2) 願我於未來等 『法華經』分別功德品。大正九・四五頁中。「願我於<sub>レ</sub>未來<sub>レ</sub>、長寿度<sub>レ</sub>衆生<sub>レ</sub>、如<sub>レ</sub>今日世尊<sub>レ</sub>。」とみられる。

(3) 何ぞ但是の如くなる 尽未來世の方が、現時点より未來までの時間がある分、五百塵点よりも長い時間であるということ。慧澄癡空『法華文句記講義』(天台大師全集『法華文句』五、二四二二頁)では、「示<sub>レ</sub>報身無<sub>レ</sub>終未來常住、不<sub>レ</sub>闕<sub>レ</sub>化用權實<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>但五百塵点而已。」とある。

(4) 玄文 『法華玄義』卷七下(大正三三・七六九頁下、七七〇頁上)の記述に基づく。

(5) 過減の不同なり 「過減」は寿命の加減を指す。この箇所の注釈は以下のとおりである。すなわち、道暹『法華經文句輔正記』卷一〇(統藏一一四五・一六一丁左下)には、「具在玄文等者、玄文云、若実過<sub>レ</sub>釈迦寿者即過<sub>レ</sub>釈迦塵点<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>喩、若実成者即以<sub>レ</sub>四百三百二百一百塵点<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>喩、説如<sub>レ</sub>彼説。」とあり、また、有敝『法華經文

句記箋難』卷四（統藏一—四六・二七〇丁右下）には、「実成已久數過微塵此過也。近成壽短此乃減也。又玄文中謂、初住得延促劫智或說現本壽長或現迹壽短亦過減也。」とある。さらに、『法華文句記講義』（天台大師全集『法華文句』五、二四二二頁）には、「從実成遠近時節過減不同。」と記されている。

三者壽量記云、問。既云遠成真実・近成方便者、亦可云近成真実・遠成方便不。答。若初住中本下迹高、被物説遠、即其事也。故諸菩薩發願利物。隨四悉益亦可説長。問。若爾那知釈迦不是初住。答。今顯実已不復隱本。故知非也。是則初住説長、為權開遠、説近為実。既有本下迹高、亦有本近迹遠。<sup>上</sup>此指昔初住迹高成道為久本。故願説長壽、亦是仮設。即同玄文亦指初住為本等也。

三には壽量の記<sup>1</sup>に云く、問う。既に遠成真実・近成方便と云うは、亦、近成真実・遠成方便と云うべきや不<sup>2</sup>や。答う。若し初住の中の本下迹高は、物に被らしめて遠を説く、即ち其の事なり。故に諸の菩薩發願して物を利す。四悉の益に随つて亦、長を説くべし。問う。若し爾らば那ぞ釈迦は是れ初住ならずと知らん。答う。今顯実し已つて、復、本を隠さず。故に非と知るなり。是れ則ち初住に長を説くを權と為し、遠を開し近を説くを実と為す。既に本下迹高有り。亦、本近迹遠有り、と。<sup>上</sup>此れは昔の初住の迹高の成道を指し久本と為す。故に願つて長壽を説くは、亦、是れ仮設なり。即ち玄文<sup>3</sup>に亦、初住を指して本と為す等と同なり。

(1) 寿量の記 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二九頁上中。「問。既云「遠成真実近成方便」者、亦可云「近成真実遠成方便」不。答。若初住中本下迹高被<sub>レ</sub>物説<sub>レ</sub>遠、即其事也。故諸菩薩發願利<sub>レ</sub>物。随<sub>レ</sub>四悉益<sub>レ</sub>亦可説<sub>レ</sub>長。問。若爾那知<sub>レ</sub>釈迦不<sub>レ</sub>是初住」。答。今顯<sub>レ</sub>実已不<sub>レ</sub>復隱<sub>レ</sub>本。故知<sub>レ</sub>非也。是則初住説<sub>レ</sub>長為<sub>レ</sub>權、開<sub>レ</sub>權説<sub>レ</sub>近為<sub>レ</sub>実。既有<sub>レ</sub>本下迹高<sub>レ</sub>。亦有<sub>レ</sub>本近迹遠<sub>レ</sub>。」とある。

(2) 本下迹高 本高迹下・本下迹高・本迹俱高・本迹俱下という四句の一。これらは日本天台では四句成道と称される。その成立と展開については、大久保良峻『天台教学と本覚思想』『本覚の思想』参照。

(3) 玄文 『法華玄義』卷七下。大正三三・七六九頁下。「最初妙覚指<sub>レ</sub>初住<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>本。」とある。

【二八〇頁下・一四行〜二八一頁下・一二行 担当 伊藤康裕】

問。此新成仏仮説之本在何經説。若在法華、法華実説豈有權説。若在他經者、他經但明近。豈亦可説遠。此諸菩薩聞法華經釈迦久本、願説長寿。故酬願説。応在法華。

答。但是仮説遠成方便非仏実説。何求説時。若仮令明其説時者、応在他經。夫顯本者、弘其權巧故、以法華名開權顯実。豈在今經還説方便。故寿量記云、今顯実已不復隱本。故知、彼在他經説長。今在法華顯実近也。既云初住説長為權。豈在法華説權迹耶。既云開遠説近為実。豈在法華一部經内即施即廢。若爾、三乘亦在今經即施即廢耶。然在他經迹説長者、若久成仏、以久為実。故不応在他經説長。若新成仏、説近為実。理必他

經亦說權長。如旧成仏他經說近。又、久成仏、尚於他經赴機說長。況新仏耶。如今釈迦初成道時、或見已經不思議劫。

問う。此の新成の仏の仮説の本は、何れの經に在つて説くや。若し法華に在らば、法華は実説、豈、權説有らん。若し他經に在らば、他經は但、近を明かす。豈、亦、遠を説くべけんや。此の諸の菩薩は法華經の釈迦の久本を聞き、長壽を説かんと願う。故に願に酬いて説く。応に法華に在るべし。

答う。但是れ仮説の遠成は方便にして仏の実説に非ず。何ぞ説時を求めん。若し仮令其の説時を明かさば、応に他經に在るべし。夫れ顕本とは、其の權巧を払うが故に、法華を以て開權顯実と名づく。豈、今經に在つて還つて方便を説かんや。故に壽量の記に今顯実已不復隱本と云う。故に知んぬ、彼、他經に在つては長と説く。今、法華に在つては実近を顯すなり。既に初住説長為權と云う。豈、法華に在つて權迹を説かんや。既に開遠説近為実と云う。豈、法華一部の經内に即施即廢在らんや。若し爾らば、三乘も亦、今經に在つて即施即廢せんや。然るに他經に在つて迹に長を説くとは、若し久成の仏は、久を以て実と為す。故に応に他經に在つて長を説くべからず。若し新成の仏は、近を説くを實と為す。理は必ず他經にも亦、權長を説かん。旧成の仏、他經に近を説くが如し。又、久成の仏は、尚、他經に於て機に赴き長を説く。況や新仏をや。今の釈迦の初成道の時、或は已に不思議劫を経たるを見るが如し。

(1) 此の諸の菩薩

『法華經』分別功德品。大正九・四五頁中。既出。

(2) 寿量の記 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二九頁上。既出。

(3) 初住説長為權 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二九頁上中。既出。

(4) 開遠説近為実 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二九頁中。既出。

(5) 已に不思議劫を経たるを見る 実又難陀訳『華嚴經』卷八〇。大正一〇・四四三頁上。普賢菩薩が仏の功德を説く偈の一部であり、原文は「或見<sub>下</sub>釈迦成<sub>二</sub>仏道<sub>一</sub>、已経<sub>中</sub>不可思議劫<sub>上</sub>。」となつてゐる。この文について、証真は『法華玄義私記』卷九(仏全二一・三三三頁上)で、「是明<sub>下</sub>今日成道之後所<sub>レ</sub>経時節隨<sub>レ</sub>機異<sub>上</sub>見。非<sub>下</sub>仏<sub>二</sub>始成<sub>一</sub>別明<sub>中</sub>久成<sub>上</sub>。」と述べてゐる。

問。既聞法華發願説長。如何彼説、在他經耶。

答。菩薩發願意趣、正云至久成時説壽如是。故云願我於未來長壽度衆生如今日世尊等。分別品記正約此意。而玄文亦約初住者、今約新仏明方便本。故發願文亦約方便。發願仮説、既在他經。延促・体用等亦在他經也。

問う。既に法華を聞き發願し長を説く。如何ぞ彼の説、他經に在らんや。

答う。菩薩の發願の意趣は、正しく久成の時に至りて壽を説くこと是の如しと云う。故に願我於未來長壽度衆生如今日世尊等と云う。分別品の記<sub>2</sub>は正しく此の意に約す。而して玄文<sub>3</sub>に亦、初住に約すとは、今、新仏、方便の本を明かすに約す。故に發願の文も亦、方便に約す。發願仮説既に他經に在り。延促・体用等も

亦、他經に在るなり。

(1) 願我於未來長壽度衆生如今日世尊等 『法華經』分別功德品。大正九・四五頁中。既出。

(2) 分別品の記 『法華文句記』卷一〇上。大正三四・三四三頁上。既出。

(3) 玄文 『法華玄義』卷七下。大正三三・七六九頁下。「又、發願故說『壽長遠』。如レ文。」とある。既出。  
『玄義』では「有義」の証文の一として用いられている。証真が『玄義』所説の有義を六種に分類した上で、すべて仮説とすることは前出のとおりである。ここでは、「分別品記」すなわち『文句記』においては、菩薩が未來に久成仏となつた時に長壽を説くこと、『玄義』においては、新成の仏が因位における壽を方便として本とすることを、明かすものとしている。

問。彼方便本在法華説、即施即廢、更有何妨。如輔正記釈不輕那夷近云。亦応更云。已開權竟。縦有一機、  
宜開施三。豈可令前会不成会耶。顯近亦爾。雖不輕説迹、但叙往日通經。不可更令釈迦壽短。此答無方問也。

上

答。在法華会更説權教、有何要耶。既開權竟。豈亦施權。故以彼文、妙樂以為仮設問答。暹師亦云答無方問。非実義也。況其一時施三者、其相云何。若說一乘是權三乘是実者、此乃開会不成開会。於一乘經必不可説。若泛爾説三乘法者、即是体内權。非是更施權。何須更廢之。此乃永異說方便壽還説近成也。暹師但約泛爾説



三。故云前会不壞也。如説寿後、更説不輕近、但是果後方便垂迹、不壞遠寿。故不輕後還亦不廢不輕近也。故此永異於法華中即施即廢也。故不可云於法華中仮説遠寿。

問う。彼の方便の本、法華に在つて説かば、即施即廢、更に何の妨げ有らん。輔正記に不輕那與近を釈して云うが如し。亦、応に更に云うべし。已に開權し竟んぬ。縦し一機有らば、宜しく三を施すを聞くべし。豈前の会をして会を成ぜざらしむべけん。顯近、亦爾り。不輕は迹を説くと雖も、但、往日の通經を叙す。更に釈迦の寿をして短ぜしむべからず。此れは無方の間に答うるなり。已上

答う。法華の会に在つて更に權教を説かば、何の要有らんや。既に開權し竟んぬ。豈、亦、權を施さん。故に彼の文を以て、妙樂は以て仮設の問答と為す。暹師も亦、答無方問と云う。實義に非ざるなり。況や其の一時施三とは、其の相云何。若し一乘は是れ權、三乘は是れ実と説かば、此れ乃ち開會なるも開會を成ぜず。一乘經に於て必ず説くべからず。若し泛爾に三乘の法を説かば、即ち是れ体内の權にして、是れ更に權を施すに非ず。何ぞ須く更に之を廢すべけん。此れ乃ち永く方便の寿を説くを還つて近成と説くに異なるなり。暹師は但、泛爾に三を説くに約す。故に前会不壞と云うなり。寿を説きて後、更に不輕の近を説くが如きは、但是れ果後の方便垂迹にして、遠寿を壞せず。故に不輕の後、還つて亦、不輕の近を廢せざるなり。故に此れ永く法華の中に於て即施即廢するに異なるなり。故に法華の中に於て仮に遠寿を説くと云うべからず。

(一) 輔正記 道暹撰『法華經文句輔正記』卷九。統藏一—四五・一五二丁右上。原文を示せば、「更令短促者、

亦<sub>レ</sub>応<sub>二</sub>更云<sub>一</sub>。已<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>開權顯実<sub>一</sub>竟。縦更有<sub>二</sub>一機<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>聞<sub>レ</sub>説<sub>二</sub>於<sub>三</sub>一<sub>一</sub>。豈可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>前会不<sub>レ</sub>成耶。顯遠亦爾。雖<sub>二</sub>不輕説<sub>レ</sub>迹、但叙<sub>二</sub>往昔通經<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>可<sub>四</sub>更令<sub>三</sub>釈迦遠寿而同<sub>二</sub>於短<sub>一</sub>。此答<sub>二</sub>無方之間<sub>一</sub>。応<sub>レ</sub>知。迹本<sub>二</sub>二門無<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>会也。」とあり、『玄義私記』所引の文とは、やや異なる。また、『私記』では、この文を「不<sub>レ</sub>輕那<sub>レ</sub>與<sub>レ</sub>近」（『法華文句』卷九下、大正三四・一二七頁中）の注釈としているが、實際は『法華文句記』卷九中（大正三四・三一九頁上）に、「縦不<sub>レ</sub>輕中更明<sub>二</sub>近迹<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>長寿更令<sub>二</sub>短促<sub>一</sub>。」とある記述を釈する箇所である。

(2) 妙染 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二八下。「次問近成方便等者、今師仮説。」とある。

(3) 体内の權 『法華文句』卷三上で「方便」を法・用、(能通、所通の)門、秘妙の三種に分別して釈する中、「又、方者秘也。便者妙也。妙達於方、即是真秘。……正是今品意。」(大正三四・三六頁中)とし、この秘妙方便が、「是自体方便。即是自行權、隨自意語。」(同)であるとす。つまり、仏の隨自意語、真実と自体である方便をいうのであり、『法華文句記』では、この意味の方便、即ち權を「体内之權」または「体内權」と称している。ここでは、開權の後にも機根に<sub>レ</sub>応じて三乗教を説くことがあるとする『輔正記』の説を、体内の權という観点から会釈しているのである。

問。寿量疏云、開三顯一、諸仏道同。開近顯遠、亦諸仏道同。若爾、諸仏皆爾。非独釈迦。答云、是我方便諸仏亦然。又、諸菩薩聞寿量、發願願我於未來説寿亦如是。此即諸仏道同。亦不偏言一近一遠。故知、寄無始無終・無近無遠、顯法身常住、有始有終・有近有遠、論其<sub>レ</sub>迹<sub>五</sub>。准此諸仏皆顯本也。

答。若依此文為定証者、華嚴始成、大經超劫、名実說耶。又、諸仏皆必開三頭一耶。又、諸仏本無遠近耶。又、以法身為遠壽耶。説文並指報身為遠。常破他師約法身本。故此一文違今家義。此録嘉祥玄論之文。如破品抄。為破光宅法華無常故、引諸師壽量常義。但用常義不用法身。故彼記云、驗前諸師、偏得斥意。並以法身為極。皆違論文。論文但指過去報壽為長。何得用法身非壽以釈。法身非壽諸教常談。但未會説久成遠壽<sub>云</sub>。問う。壽量の疏に云く、開三頭一、諸仏道同。開近頭遠、亦、諸仏道同。若し爾らば、諸仏皆爾り。独り釈迦のみに非ず。答えて云く、是れ我方便にして諸仏も亦然り<sub>と</sub>。又、諸の菩薩は壽量を聞き、発願して、願くは我未來に於て壽を説くこと亦是の如くならん<sub>と</sub>。此れ即ち諸仏道同なり。亦偏に一近一遠と云わず。故に知んぬ、無始無終・無近無遠に寄せて法身常住を顯し、有始有終・有近有遠もて其の応迹を論ずることを、と<sub>云</sub>。此れに准ずるに、諸仏は皆本を顯すなり。

答う。若し此の文に依つて定証と為さば、華嚴の始成、大經の超劫を實説と名づくるや。又、諸仏は皆必ず三を開して一を顯すや。又、諸仏の本に遠近無きや。又、法身を以て遠壽と為すや。説文並びに報身を指して遠と為し、常に、他師の法身の本に約するを破す。故に此の一文は今家の義に違す。此れ嘉祥の玄論の文を録するなり。彼の品の抄の如し。光宅の法華無常を破さんが為の故に、諸師の壽量常の義を引く。但、常の義を用いて法身を用いず。故に彼の記に云く、前の諸師を驗するに、偏に斥意を得。並びに法身を以て極と為すは、皆、論の文に違す。論の文は但、過去の報壽を指して長と為す。何ぞ法身の非壽を用いて以て釈することを得ん。法身の非壽は諸教に常に談ず。但未だ曾て久成の遠壽を説かず、と<sub>云</sub>。

(1) 寿量の疏 『法華文句』卷九下。大正三四・一二七頁中下。具には、「問。近成是方便、遠成是真実者、華嚴寂滅道場、大經超前九劫、皆成<sub>レ</sub>方便<sub>一</sub>。若爾、法華開遠竟、常不輕那更近。當<sub>レ</sub>知。法華已復方便。若爾、会三帰一竟、亦<sub>レ</sub>成<sub>レ</sub>会三帰一<sub>一</sub>。若爾、開三頭一諸仏道同。開権頭遠亦諸仏道同。若爾、諸仏皆爾。非<sub>レ</sub>独釈迦<sub>一</sub>。若独釈迦、前諸義壞。答云、是我方便諸仏亦然。又、諸菩薩聞<sub>レ</sub>寿量<sub>一</sub>發願、願我於<sub>レ</sub>未來<sub>一</sub>説<sub>レ</sub>寿亦如<sub>レ</sub>是。此即諸仏道同。亦<sub>レ</sub>偏言<sub>一</sub>近<sub>一</sub>遠<sub>一</sub>。故知、寄<sub>レ</sub>無始無終<sub>一</sub>・無近無遠<sub>一</sub>、頭<sub>レ</sub>法身常住<sub>一</sub>、有始有終<sub>一</sub>・有近有遠、論<sub>レ</sub>其<sub>レ</sub>迹<sub>一</sub>。用<sub>レ</sub>此義<sub>一</sub>望<sub>レ</sub>諸經<sub>一</sub>、對<sub>レ</sub>縁雖<sub>レ</sub>異<sub>一</sub>、終<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>異也<sub>一</sub>。」とある。近成が方便、久遠実成が真実とするならば、寂滅道場で始成正覚したと説く『華嚴經』(註4)や、釈迦の超劫を説く『涅槃經』(註5)の教説は全て方便となる。しかし『法華經』自身も、寿量品の開遠の後に、常不輕品で近成を説くのであるから、また方便ということになつてしまふ。そうであるなら、会三帰一の後にそれを否定することも、また可能となるのであり、結局、開三頭一も開権頭遠も、釈迦のみでなく諸仏に共通することとなる。この疑問に対し、「是我方便諸仏亦然」(註2)や分別功德品の文を引いて「諸仏道同」の意味を述べ、無始無終等によつて法身常住を、有始有終等によつて応迹を、それぞれ論ずるならば、縁に異なりはあつても、矛盾は生じないと述べている。しかしながら、『法華文句』卷九下(大正三四・一二九頁上中)に、「此品詮量通明<sub>三</sub>身<sub>一</sub>。若從<sub>レ</sub>別意<sub>一</sub>、正在<sub>レ</sub>報身<sub>一</sub>。何以故。義便<sub>一</sub>・文会。義便者、報身智慧上冥下契。三身宛足故言<sub>レ</sub>義便<sub>一</sub>。文会者、我成仏已來甚大久遠。故能<sub>三</sub>三世利<sub>二</sub>益衆生<sub>一</sub>。所成即法身、能成即報身。法<sub>一</sub>・報合故能益<sub>レ</sub>物。故言<sub>レ</sub>文会<sub>一</sub>。以<sub>レ</sub>此推<sub>レ</sub>之<sub>一</sub>、正意是論<sub>レ</sub>報身仏功德<sub>一</sub>也。」とあるように、三身相即をいいながらも、寿量品の正意は報身にあるのが天台の基本説である。法身を本とする右の記述が、この義

と相違するのは明らかであつて、湛然が「今師仮設。」と釈するなど、諸師は会通に苦心することとなつた。証真は、この箇所が、法雲（註9）などの所説を論破するために『法華玄論』（註7）に依拠したものであると端的に指摘し、天台義とは異なることから、新成願本の証文とすることはできない、と判ずる。

(2) 是れ我方便にして諸仏も亦然り　この部分は、『法華玄論』には見出されない。典拠としては、『法華經』菓草喻品（大正九・二〇頁中）に全同の偈があるが、『法華文句記』卷三下に、「本雖未<sub>レ</sub>至、權実理遍。故下文云、是我方便、諸仏亦然。故方便之名通<sub>二</sub>於本迹<sub>一</sub>。」とあるように、この文を本門の意で用いる例もある。これについて、証真は、「諸文並引<sub>二</sub>壽量品<sub>一</sub>云是我方便諸仏亦然」。而彼但云、諸仏如来法皆如<sub>レ</sub>是。此文意同<sub>二</sub>菓草喻文<sub>一</sub>。故互引耳。」（『法華疏私記』卷三末、仏全二一・四八四頁上）とし、壽量品の「諸仏如来法皆如<sub>レ</sub>是。」（大正九・四三頁上）と文意が通ずることから、互引するのみであると述べている。『文句』でも、壽量品の文として引用されたものと見てよいと思われる。

(3) 諸の菩薩　『法華經』分別功德品。大正九・四五頁中。既出。

(4) 華嚴の始成　『華嚴經』（仏陀跋陀羅訳、六十卷本）卷一（大正九・三九五頁上）の冒頭に「如<sub>レ</sub>是我聞。一時仏在<sub>二</sub>摩竭提国寂滅道場<sub>一</sub>、始成正覚。」とある。

(5) 大經の超劫　『大般涅槃經』（南本）卷一三、聖行品。大正一一・六九三頁上中。釈迦が過去世において、雪山で苦行を修していた時、釈提桓因の説いた「諸行無常、是生滅法。」という半偈を聞いて歡喜し、さらに「生滅滅已、寂滅為<sub>レ</sub>樂。」の半偈を聞くために捨身供養せんとした功德をもつて、弥勒より前に成仏することを得たという因縁を指す。「善男子。如<sub>二</sub>我往昔<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>半偈<sub>一</sub>故捨<sub>二</sub>棄此身<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>是因縁<sub>一</sub>、便得<sub>二</sub>超越足<sub>二</sub>十二劫<sub>一</sub>、在<sub>二</sub>

彌勒前<sup>一</sup>、成<sup>二</sup>阿耨多羅三藐三菩提<sup>一</sup>。」とある。なお、『涅槃經』が「十二劫」と説くのに対し、『法華文句』及び『法華玄論』が「九劫」とする点について、証真は、『法華疏私記』卷九本（仏全二二・七〇四頁上下）で論じている。註（七）参照。また、釈迦及び彌勒の超劫は、論義（宗要）においては「二聖発心」という算題となっている。

（六）説文 註（一）参照。また、「破異義」中、法身を本とする第一の説への批判（仏全二一・二八四頁上）に詳説される。

（七）嘉祥の玄論 吉藏撰『法華玄論』卷二。大正三四・三七七頁下〜三七八頁上。問で引用されている『法華文句』の文に相当する箇所を、前後を含めて示せば次のとおりである。すなわち、「又問。若以<sup>二</sup>近成<sup>一</sup>為<sup>二</sup>方便<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>久成<sup>一</sup>為<sup>二</sup>実説<sup>一</sup>者、法華明<sup>二</sup>久成<sup>一</sup>此実説、華嚴弁<sup>二</sup>始成正覺<sup>一</sup>便是方便。未<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>然矣。又、大經云、我聞<sup>二</sup>半偈<sup>一</sup>、超<sup>二</sup>彌勒<sup>一</sup>九劫、先得<sup>二</sup>成仏<sup>一</sup>。今請<sup>二</sup>問之<sup>一</sup>。超九劫者、為<sup>二</sup>是実説<sup>一</sup>、為<sup>二</sup>是權教<sup>一</sup>。若是実説者、則法華為<sup>二</sup>方便<sup>一</sup>。又、若超九劫為<sup>二</sup>実説<sup>一</sup>者、諸小乘經論明<sup>二</sup>超九劫<sup>一</sup>。若爾、三藏為<sup>二</sup>実教<sup>一</sup>、法華是權經。若言<sup>二</sup>法華明<sup>一</sup>久為<sup>レ</sup>実、大經明<sup>二</sup>超九劫<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>權者、則法華為<sup>レ</sup>実、涅槃為<sup>レ</sup>權。又、法華已開近、云何涅槃更覆<sup>レ</sup>遠耶。若近遠兩經迴互者、三一之教義亦<sup>レ</sup>然。又問。若法華開權顯遠明<sup>二</sup>久已成仏<sup>一</sup>為<sup>レ</sup>本、近成為<sup>レ</sup>迹者、何故常不<sup>レ</sup>輕品更覆<sup>レ</sup>遠明<sup>一</sup>近、隱<sup>レ</sup>本弁<sup>レ</sup>迹耶。不<sup>レ</sup>応<sup>二</sup>一經之内前後相違<sup>一</sup>。若一經之中、本迹或覆或開、則三一或会或不<sup>レ</sup>会也。又、若此經為<sup>二</sup>明<sup>一</sup>久已成仏<sup>一</sup>実説<sup>上</sup>者、則初開<sup>二</sup>三顯<sup>一</sup>諸仏共同、開權顯遠<sup>二</sup>釈迦獨有<sup>一</sup>也。若言<sup>二</sup>此義為<sup>レ</sup>例者、下分別功德品、諸菩薩皆發願、願我於<sup>二</sup>未來<sup>一</sup>説<sup>レ</sup>壽亦如<sup>レ</sup>是。豈得<sup>レ</sup>言<sup>二</sup>釈迦獨有<sup>一</sup>開近顯遠<sup>一</sup>、而余仏無<sup>上</sup>耶。以<sup>二</sup>此衆事<sup>一</sup>詳<sup>レ</sup>之、但知、是寄<sup>二</sup>無始終<sup>一</sup>、以<sup>二</sup>顯<sup>一</sup>法身常義<sup>一</sup>。有始終者、皆是迹。以<sup>二</sup>此義<sup>一</sup>通<sup>二</sup>上諸經<sup>一</sup>、無<sup>二</sup>一豪滯<sup>一</sup>也。此義難<sup>レ</sup>明。本迹義

及寿量品文、更広論レ之。」と説く。『法華疏私記』卷九本（仏全三二・七〇三頁下〜七〇四頁上）に、『法華玄論』の記述と天台の教義との異なりについて、「彼論望レ今、有レ多不同」。彼云レ法身<sup>二</sup>、今云レ報身<sup>一</sup>。彼云レ他經爲レ實、今云レ方便<sup>一</sup>。彼云レ涅槃覆レ遠、今云レ明レ久。」と指摘するように、吉藏は、ここで問題とされる『華嚴經』や『涅槃經』の教説を、無始終―法身、有始終―応述という観点から会通している。吉藏自身、「此義難レ明。」と述べるように、その会釈が明快なものとは言い難いが、『法華文句』（註一）の文に比して論旨は把握しやすい。

なお、吉藏の『法華經』寿量品における仏身観については、『法華玄論』卷一（大正三四・三七〇頁下）において、見宝塔品と寿量品の関係について、「前現レ塔、雖レ表レ法身常<sup>一</sup>、未レ弁<sup>レ</sup>下爲レ始証法身<sup>一</sup>、爲<sup>レ</sup>中久証法身上<sup>一</sup>。故寿量広明<sup>二</sup>近遠之義<sup>一</sup>、明<sup>三</sup>無量劫來久証<sup>二</sup>法身<sup>一</sup>。」とし、「諸仏隨<sup>レ</sup>俗凡有<sup>二</sup>三種<sup>一</sup>。一者身。二者命。前明<sup>二</sup>法身常住<sup>一</sup>、後明<sup>二</sup>寿太虚<sup>一</sup>。又、前明<sup>二</sup>無生滅<sup>一</sup>、後弁<sup>二</sup>無始終<sup>一</sup>。無始終者、逸多不<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>其始<sup>一</sup>。補処豈測<sup>二</sup>其終<sup>一</sup>也。」（同・三七〇頁下〜三七一頁上）とする。つまり、見宝塔品は法身常住を略説し、寿量品はその意義を広説しているのであり、近成・遠成の意義を明らかにし、無量劫の昔より釈迦が法身を証していること、その寿命が無始終であることを説くとしている。また、卷二（大正三四・三七七頁下）でも「如来身不生滅、寿無始終也。」とし、近・遠については卷三に、「近謂如来応迹、遠謂常住法身」（大正三四・三八七頁中）とし、遠成の仏が常住法身であると述べるなど、総じて、法身を中心とした理解を示している。吉藏の仏身論について、丸山孝雄「吉藏の仏身観―法華遊意を中心として―」（『大崎学報』一三〇、一九七七）、同「法華教学研究序説」〔法華遊意における仏身観』（平楽寺書店、一九七八）参照。

ところで、この箇所に限らず、『文句』全体にわたって『玄論』など吉藏撰述書からの引用を指摘したのは証真

の大きな業績である。この分野における近年の研究成果に、平井俊榮『法華文句の成立に関する研究』（春秋社、一九八五）があり、この箇所についても検討がなされている（四九一頁～四九八頁）。平井氏は、『文句』と『玄論』の文を対照しつつ、前者の文意は後者に拠らなければ正確に把握し得ないこと、のみならず、前者が後者の表現形式を故意に改変しているため、かえって論旨が混乱していること等を指摘している。議論の大筋は承認し得るとしても、氏が「証真・普寂ともに、そのいわんとするところは、この項の『文句』がほとんど『玄論』の説を援用していることを認めながらも、何とか『文句』の獨創性を見出そうと腐心していることである。」（同、四九四頁）とするのは、ここに論じている証真についていえば、妥当性を欠くと思われる。湛然が天台教学との会通を図るのに対し、証真は正面から『玄論』依用を認めている。それゆえ、『涅槃經』に「超越足三十二劫」（註5）と説くにもかかわらず、『文句』（大正三四・二二七頁中。『玄論』では同・三七八頁上。）には「九劫」とあることについて、『法華經文句輔正記』卷九（統藏一―四五・一五二丁右上）が、「疏云、大經超九劫者、応レ誤。」としているのに対し、「私云、今録ニ玄論一。不レ可レ云レ誤。不レ知三嘉祥何意云三九劫一。」（『法華疏私記』卷九本、仏全三二・七〇四頁上）とする。すなわち、これが『玄論』の記述を録したものであることを述べた上で、淨影慧遠の『大般涅槃經義記』卷五（大正三七・七四七頁上）の説などを引用しつつ、『文句』ではなく、吉藏の意を解釈しているのである。また、証真が『文句』の記述について、「今文、答云、是我方便等者、准ニ玄論文一、答字誤矣。」（『法華疏私記』卷九本、仏全三二・七〇三頁下）とするのも、『玄論』の文を録したという前提に立てば「答」の字は不要、という意味に取るべきであって、平井氏が「形式的には『玄論』になかったために、わざわざここに挿入したものと思われるが、意味不明である。」（前掲書、四九六頁）と言われるような意図から出たものではないと思われる。



さらに、平井氏は、「証真は、『文句』が自家の説に一致せしめるよう『玄論』の文を歪曲しているともいつている。」（前掲書、四九三頁）とする。これは、『法華疏私記』巻九本（仏全二二・七〇三頁下〜七〇四頁上）に、「問。既是玄論。何以記云今師問答。……答。疏不標云佗師。恐是章安為破光宅無常。取玄論文。故且云今師。而義不佗。故云佗說。亦強会文令同今家」とある中、「亦強会文令同今家」という記述に關説するものであろうが、文脈から見て、この部分は『文句』ではなく、『法華文句記』巻九中（大正三四・三二八頁下〜三二九頁中）における湛然の会通を指すと解すべきであろう。

(8) 彼の品の抄 『法華疏私記』巻九本。仏全二二・七〇三頁上〜七〇四頁上。

(9) 光宅の法華無常 『法華文句』巻九下（大正三四・一二七頁中）には、「近世人師多云下壽是量法、前過恒沙、後倍上數、終歸限極、而明無常上」とあり、『法華經』における仏壽を無常とする特定の人師を指しているわけではないが、『法華文句記』巻九中（大正三四・三二八頁中）では、「光宅乃以壽量為延壽」とする。光宅寺法雲は、『法華經』を、一乘の因果を説く經と位置づける。果とは「語果則復倍上數以為極果」と『法華義記』巻一、大正三三・五七二頁下）であり、壽量品に説かれる如來の壽命である。かかる長壽の根拠については、「于時則応下入涅槃至中寂然之地。但大悲之意不限、度人之心無窮。近籍神通之力、遠由大衆万行之感、遂能延金剛心、留住於世。壽命無窮益物無崖。故能常応在三界之中、殊形入六道之内。」（同、大正三三・五七二頁下〜五七三頁上）とし、益物のために壽命を延長したものとする（いわゆる「神通延壽」）。ここでは壽命無窮とも述べているが、「就此經所明長壽之義、但昔七百阿僧祇為短、今復倍稱位長」。然今者、更無別長。只統昔七百阿僧祇為長。如下柱長五丈、埋藏二丈、唯出中三丈上。觀三丈為短、

又出「二丈」則有「長義」。但無「別有」長。正以「今二丈」統「昔三丈」有「五丈之用」也。壽命亦爾。昔七百為「短、今復倍為」長、但無「別長」統「短成」長。」(同、大正三三・五七三頁下、五七四頁上)とあるように、『法華經』の仏壽を有限と見ることから、天台や吉藏に批判されることとなった。法雲の仏身論については、木村宣彰「法雲の仏身説」(『仏教学セミナー』一六、一九七二)参照。

(10) 諸師 『法華文句』卷九下。一二七頁上中。僧叡、道朗、道場慧観、注者(劉虬)、竺道生の見解を引用し、「多約「無量」明「常。」と評する。『法華疏私記』卷九本(仏全二二・七〇三頁上)によれば、これも『法華玄論』(卷二、大正三四・三七六頁下、三七七頁上)の記述を録したものである。

(11) 彼の記 『法華文句記』卷九中。三二八頁中。

(12) 斥意 大正藏本では「片意」となっている。

(13) 論の文 『法華論』卷下。大正二六・九頁中。応仏・報仏・法仏の三種仏菩提を挙げる中、報仏について、「二者、示「現報仏菩提」。十地行満足、得「常涅槃証」故。如「經、善男子。我実成仏已来、無量無辺百千万億那由他劫故。」と説く。

問。若云彼文是嘉祥義、何故記云今師仮説。

答。疏文不標他師名。故且云今師。而義違今師。故云仮説也。又彼記云、答意捨異從同。一切諸仏悉皆如此。故云亦然。意在同顯実本。不必長短悉齊。此久成時皆説久本為同  
但有長短不同為異也。又諸菩薩下引証。且引願長。豈即全等。或有長短  
有短短。亦不偏言

者、明常壽等。顯往時異長短不同。望未來常一向平等。故諸仏顯本各有遠近、若論壽体無得復云一近一遠。乃註  
故知下明本迹体用。体用即法応相望。若迹相望無近遠。約近迹応望本初迹、得有近遠。故対縁長短、無  
別長短。所以不云報身長者、欲以法身忘其長短。又欲顯於諸仏道同。其實開三仏道可同。事成久近不可同也。  
註 妙樂既會彼文。故不可為証也。

問う。若し彼の文は是れ嘉祥の義なりと云わば、何の故に記に今師仮説と云うや。

答う。疏の文に他師の名を標せず。故に且く今師と云う。而して義は今師に違す。故に仮説と云うなり。又、  
彼の記註に云く、答の意は異を捨て同に従う。一切の諸仏は悉く皆此の如し。故に亦然と云う。意は同じく実  
本を顯すに在り。必ずしも長短悉く齊しからず。此れ、久成の時、皆久本を説くを同と爲し、但だ長短の不同有るを異と爲すなり。又、諸菩薩の下の引証は、且く長を願

うを引く。豈即ち全く等しからん。或は仮説有り、或は長短有り、亦不偏言とは、常壽の等しきを明かす。往時の異なるを顯すこと

長短同じからず。未來の常に望まば一向に平等なり。故に諸仏の顯本に各遠近有るも、若し壽の体を論ぜば  
復た一近一遠と云うを得ること無し。乃至 故知の下は本迹の体用を明かす。体用は即ち法応相望す。若し迹迹  
相望せば近遠無きにあらず。近迹の応を本初の 応に望むるに約さば、近遠有ることを得。故に縁に對して長  
短なるも、別の長短無し。報身の長を云わざる所以は、法身を以て其の長短を忘註せんと欲す。又、諸仏道同  
を顯さんと欲す。其れ実に三を開すること仏道同ずべし。事成の久近は同ずべからざるなり、と。註 妙樂  
既に彼の文を會す。故に証と為すべからざるなり。

- (1) 記 『法華文句記』卷九中。大正三四・三二八頁下。既出。大正藏本では、「今師仮設。」となっている。
- (2) 彼の記 『法華文句記』卷九中（大正三四・三二九頁上）の略抄。湛然は、仮設の問答とした上で、天台教学と『文句』の所説との会通を試みている。注意すべきは、証真自身は『玄論』依用としながらも、湛然の会通の内容自体を否定してはいないということである。
- (3) 忘 大正藏本では「亡」となっている。

問。準此記文、但云諸仏本有久近、以為不同。不云有仏不顯本也。

答。彼例開三顯一諸仏道同。故云諸仏皆開權顯遠但有遠近。此且拋一相耳。若云諸仏不必開三顯一者、亦可云不必一切顯本。則如玄文也。

問う。此の記の文に準ずるに、但、諸仏の本に久近有り、以て不同と為すと云う。仏、本を顯さざること有りと云わざるなり。

答う。彼は開三顯一諸仏道同に例す。故に諸仏皆開權顯遠するに但、遠近有りと云う。此れ且く一相に拋るのみ。若し諸仏必ずしも開三顯一せずと云わば、亦必ずしも一切は顯本せずと云うべし。則ち玄文の如きなり。

(1) 玄文 『法華玄義』卷七下。大正三三・七六九頁下〜七七〇頁上。既出。

問。若云新仏不顯本者、則斷經壽、不終經部。

答。若有遠壽而不說者、応云斷命。既無遠壽。更斷何命。若雖無壽而說長者、法華顯実還成權說。又若無本而說壽者、釈迦說壽誰知実壽。此則還殺慈父命也。又若固執此道理者、以再生敗種為法華心府。其不開三顯一之士。直說一乘。既無敗種則無再生。法華医王又無所治、可云法華無心府也。然属累品記云顯本遠壽為其壽等者、是破慈恩属累經末義。便列玄贊所釈不当之義。彼壽量品以為流通、即滅正宗顯本之義。是故即滅釈尊壽命。非謂諸仏所說法華皆以顯本為其壽也。

問う。若し新仏顯本せずと云わば、則ち經の壽を斷じ、終經の部ならず。

答う。若し遠壽有りて説かずんば、応に命を斷ずと云うべし。既に遠壽無し。更に何の命をか斷ぜん。若し壽無しと雖も而も長を説かば、法華の顯実還つて權說と成らん。又、若し本無くして壽を説かば、釈迦の壽を説くこと誰か実壽を知らん。此れ則ち還つて慈父の命を殺すなり。又、若し固く此の道理に執せば、再生敗種を以て法華の心府と為すも、其れ開三顯一の土ならずんば、直ちに一乘を説く。既に敗種無くんば則ち再生無し。法華の医王も又、所治無くんば、法華に心府無しと云うべきなり。然れども、属累品の記に顯本遠壽を其の壽と為す等と云うは、是れ慈恩の属累經末の義を破す。便ち玄贊の所釈の不当の義を列す。彼は壽量品を以て流通と為し、即ち正宗の顯本の義を滅す。是の故に即ち釈尊の壽命を滅す。諸仏の所説の法華

は皆頭本を以て其の寿と為すと謂うには非ざるなり。

(1) 經の寿を断じ 『法華文句記』卷一〇下(大正三四・三五二頁中)の、「此經以「常住仏性」為「咽喉」、以「乗妙行」為「眼目」、以「再生敗種」為「心腑」、以「頭本遠寿」為「其命」。」という記述に基づく。『法華經』諸本のうち、羅什訳『妙法蓮華經』のみが囑累品を如来神力品の後に置くことから、その正否が問題となる。基は『法華玄贊』卷一本(大正三四・六五九頁中〜六六〇頁中)において、「八違」(衆本相違難、論經相違難、諸教不同難、二事乖角難、兩命不齊難、塔無還処難、淨穢有殊難、衆喜乖情難)を挙げ、囑累品は、本来、經末に置かれるべきであるとした。湛然は、『法華文句記』卷十下(大正三四・三五〇頁中〜三五三頁下)において、基の主張及び、安国寺利涉が付加した二つの難に対し、総・別からなる批判を展開している。右に引用した文は、利涉の見解に対する「破」総叙の一の一部であるが、内容的には、基をはじめとする法相宗の科段全体に対する批判であるともいえる。『法華玄義私記』では、頭本遠寿が法華經の命であるとする湛然の所説を根拠として、新成の仏が頭本しなるとすれば、『法華經』の命を断ずることとなる、との問いを発しているのである。

(2) 再生敗種を以て法華の心府と為す 註(1) 参照。

(3) 囑累品の記 註(1) 参照。

(4) 玄贊 註(1) 参照。

(5) 彼は寿量品を以て流通と為し 『法華玄贊』卷一末(大正三四・六六一頁上〜下)で、基は、『法華經』

の科段を論じ、大別すれば二種の自説を述べている。第一解は、序品を序分、方便品から授学無学人記品までの八

品を正宗分、法師品から普賢菩薩勸發品までの十九品を流通分とするものであり、「説二乗一處、正是經宗。」（大正三四・六六一頁中）と述べることから明らかなように、直接一乘を説くか否かを科段の基準としている。第二解は、序品を序分、方便品から常不輕菩薩品までの十九品を正宗分、如來神力品から普賢菩薩勸發品までの八品を流通分とするものであり、このうち、正宗分は一乘の境（方便品く勸持品）、行（安樂行品、從地涌出品）、果（壽量品く常不輕菩薩品）に三分される。第二解によれば壽量品は正宗分に含まれるが、やはり科段の基準は一乘となっている。いずれにせよ、本迹二門を大前提とする天台の科段とは根本的に異なるものである。証真が言及するのは、壽量品を流通分とする第一解であるが、これに基づく『法華玄贊』卷九末（大正三四・八二八頁中）の所説を見ると、「壽量及分別功德、因<sub>レ</sub>釈<sub>二</sub>前疑<sub>一</sub>、展轉生起。前明<sub>二</sub>踊出<sub>一</sub>、皆言<sub>二</sub>弘化<sub>一</sub>。位高、衆大。時會生<sub>レ</sub>疑。今并<sub>下</sub>法身本無<sub>二</sub>起滅<sub>一</sub>、化仏近成、報身久証、化<sub>中</sub>於此衆<sub>上</sub>。何所<sub>レ</sub>疑哉。故從<sub>二</sub>踊出<sub>一</sub>後明<sub>二</sub>壽量品<sub>一</sub>。」とある。つまり、會衆の疑を除くために壽量品を説いたとするのであり、これは、『法華文句記』卷一〇下の「以<sub>二</sub>顯本遠壽<sub>一</sub>為<sub>二</sub>其命<sub>一</sub>。」に対応する法相の立場「以<sub>二</sub>壽量<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>釈<sub>レ</sub>疑、斷<sub>二</sub>其命<sub>一</sub>。」（大正三四・三五二頁中）に符合する。証真は、湛然が右のように述べるのは、『法華玄贊』の見解を破すためであつて、新成の仏が顯本すると説くわけではない、と解釈していることとなる。

【二八一頁下・一二行〜二八三頁下・一五行 担当 松本知己】

《以下、次号に続く》